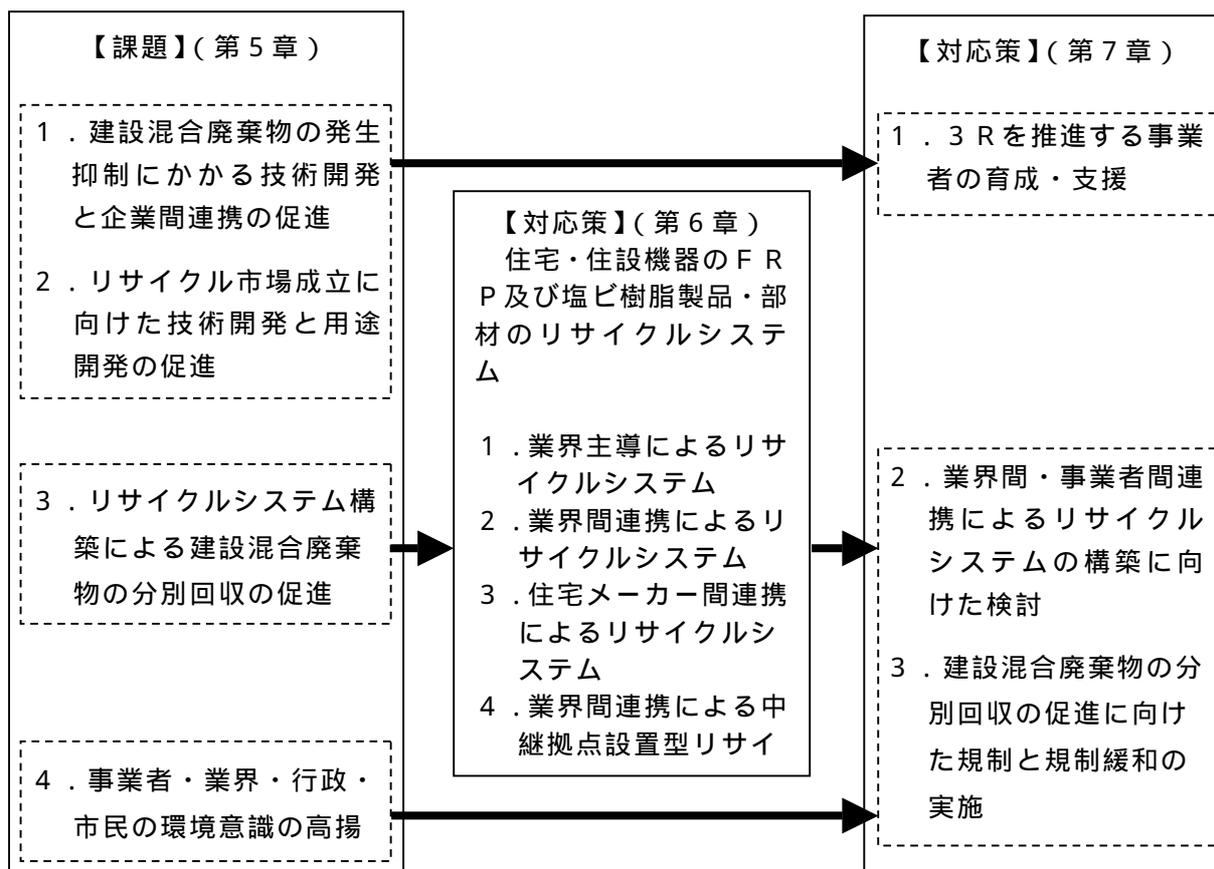


## 第7章 リサイクル促進に向けた対応策の検討

本章では、第5章で検討した廃FRP・塩ビ樹脂製品・部材を中心とする建設混合廃棄物のリサイクル推進上の課題への対応策について検討する。第5章及び第6章と本章の関係は図のとおりである。

図．廃FRP・塩ビ樹脂製品・部材のリサイクル推進上の課題とその対応策



### 7-1 3Rを推進する事業者の育成・支援

廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促進していくためには、環境技術の開発を促進していくことが重要である。そうした技術の開発は、基本的に民間事業者の取り組みを中心に進めることが望ましいが、再使用・再資源化等のリサイクル関連の技術開発や施設整備、再資源化された素材の用途開発を行う場合には投資リスクを伴うため、それを軽減するために行政が積極的に支援していくことが望ましい。

また、グリーン購入法の特定調達品目に指定された製品については、地方自治体も積極的に購入して活用していくことが望ましい。

こうした行政の取り組みにより、3Rを推進する事業者を育成・支援していくことが望まれる。

## 7 - 2 業界間・事業者間連携によるリサイクルシステムの構築に向けた検討

建設混合廃棄物の分別回収を促進するためには、第6章で検討したようなリサイクルシステムを構築していく必要がある。現状では、建設混合廃棄物のリサイクルは義務付けられていないため、まず住宅・住設機器メーカー、解体業者、産業廃棄物処理業者、再資源化事業者等の事業者、各業界がシステムの構築に対する合意形成を図る必要がある。その後、各主体が連携して共同で各主体の役割分担・費用負担の明確化、ルールづくりを行っていくことが必要となる。具体的には、通常、建設混合廃棄物として排出されるものの中から、どの品目を分別回収するのか、誰が分別回収の費用を負担するのか、メーカーで構成される業界が分別回収を支援するのか、複数の業界に及ぶ場合の負担割合はどうするのか、再資源化の手法は何を選択するのが良いのか、再資源化された素材の用途はあるのか、というように、事業者、各業界が共同で建設混合廃棄物の分別回収を促進するシステムづくりのための検討を行い、実証実験を実施していくことが望まれる。

なお、実験に当たっては、ある程度の規模の廃棄物が回収できることが前提となるため、戸建て住宅のリフォーム現場など小規模な現場を対象として実験を始めるのではなく、比較的大規模な開発や大規模団地の建替などを中心に取り組みを始めることが望ましい。

## 7 - 3 建設混合廃棄物の分別回収の促進に向けた規制と規制緩和の実施

建設混合廃棄物の分別回収を促進するためには、建設リサイクル法の特定建設資材へFRP及び塩ビ樹脂製品・部材を追加指定したり、FRP及び塩ビ樹脂製品・部材の廃棄物に対して課税したりする手法も考えられる。近畿地域においては、すでに滋賀県と奈良県において産業廃棄物に対する課税がなされている。ただし、こうした手法を選択する場合には、メーカーや価格が転嫁される可能性のある消費者などの関係各者に対して、なぜ特定建設資材へ指定したり課税したりする必要があるのかについての説明を行い、他の手法よりも効果的、効率的である点について理解を得る必要がある。

また、実際に規制を強化する場合には、その一方なるべく事業者の負担を軽減するためのインセンティブの付与についても検討しておく必要がある。

仮に規制を強化した場合は、各現場で少量ずつ発生する再資源化すべき廃棄物を非効率に運搬することを余儀なくされる。第6章で検討したように、建設混合廃棄物を効率よく再資源化するためには、複数の排出現場からまとめて受け入れて分別を行うことが可能な中継拠点の整備が欠かせない。

そのためには、既存の廃棄物処理業者（積換・保管の免許を保有する業者）の協力を得ることが重要であるが、不可能な場合には、新たな拠点の整備が必要となる。その際には、周辺住民との軋轢が生じにくい大阪湾ベイエリアの低未利用地等の活用を図ることや、地方自治体と連携して構造改革特区の活用による廃棄物処理法の規制緩和について検討していくことが望まれる。

廃棄物に関する税制等（詳細は参考資料2を参照）

平成12年4月施行の地方分権一括法によって、課税自主権を尊重する観点より法定外目的税の制度が創設されたことなどから、税の導入を検討する動きが各地で見られる。

三重県では法定外目的税として「三重県産業廃棄物税条例」が平成13年6月の三重県議会において成立した。平成13年9月28日に総務大臣からの同意を得て、全国で初めての産業廃棄物税が創設された。

このほか、9県市において、産業廃棄物に係る法定外目的税の条例が制定されており、地方公共団体において、廃棄物・リサイクル対策の分野で、経済的手法の活用やその検討に着手する例が多く、今後、我が国でも循環型社会を形成していく上での実効ある制度の構築が期待される。

表．産業廃棄物税の導入状況（平成15年4月1日現在）

地方自治体名	名 称	施行又は制定年月
三重県	産業廃棄物税	平成14年4月施行
鳥取県	産業廃棄物処分場税	平成15年4月施行
岡山県	産業廃棄物処理税	平成15年4月施行
広島県	産業廃棄物埋立税	平成15年4月施行
北九州市	環境未来税	平成15年10月施行予定
岩手県	産業廃棄物税	平成14年12月条例成立
青森県	産業廃棄物税	平成14年12月条例成立
秋田県	産業廃棄物税	平成14年12月条例成立
滋賀県	産業廃棄物税	平成15年3月条例成立
奈良県	産業廃棄物税	平成15年3月条例成立

資料：環境省「循環型社会白書（平成15年版）」2003年